

登別市PRキャラクター利用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、登別市PRキャラクター（以下「キャラクター」という。）を利用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターの図形等のキャラクターに関する著作権は、登別市（以下「市」という。）に属する。

(キャラクター)

第3条 キャラクターの名称は「登^{とむ}夢くん」とし、基本デザインは別図のとおりとする。

(キャラクターの利用)

第4条 キャラクターの画像を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 市が主催、共催、後援する事業等で利用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に利用する場合
- (3) 学校教育法（昭和22年3月法律第26号）第1条に規定される学校、社会福祉施設、医療提供施設が利用する場合

2 キャラクターの着ぐるみを利用しようとする者は、市が主催、共催、後援する事業等で利用する場合を除き、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。

3 前2項の許諾を受けようとする者は、利用しようとする日の1週間前までに、利用申請書（別記様式第1号）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) キャラクターの画像又はキャラクターの着ぐるみ（以下「キャラクター等」という。）の利用状況がわかる企画書及び完成見本品等
- (2) その他市長が必要と認める書類

(利用の許諾)

第5条 市長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が適切と認めるときは、利用の許諾（以下「利用許諾」という。）をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、キャラクター等の利用方法等について、条件を付することができる。

2 市長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書（別記様式第2号）を申請者へ交付する。

3 利用許諾は、市の業務に支障を及ぼさない範囲において、前条第3項の申請書の

提出順により前項の審査を行い、決定するものとする。

(利用許諾の制限)

第6条 キャラクター等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合、市長は許諾しないものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動に利用されるおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) キャラクター等の利用によって市が製造、販売または、推奨する物品と誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 利用者が、自己の商標、意匠等として独占的に利用し、又は利用するおそれがある場合
- (8) キャラクター等のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がキャラクター等の立体物と認められない場合
- (10) キャラクター等の著しい変更その他キャラクター等であることを容易に視認できる状態ではないと認められる場合
- (11) その他市長がその利用が適当ではないと認めた場合

(利用料金)

第7条 キャラクター等の利用料については、当分の間、無料とする。

(貸出期間)

第8条 キャラクターの画像の利用期間は2年以内とし、キャラクターの着ぐるみの利用期間は1週間以内とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

(地位の承継)

第9条 相続人、合併により設立される法人その他利用者の一般承継人は、当該利用者が有していた利用許諾に基づく地位を承継することができる。

(利用上の遵守事項)

第10条 利用許諾を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾を受けた利用内容のみに利用をすること。

- (2) 利用期間を遵守すること。
- (3) キャラクター等の商標、意匠等の登録出願をしないこと。
- (4) キャラクターの画像を変更した場合、変更後の二次的著作物に対する著作権は市に譲渡するものとし、著作者人格権の行使は行わないこと。
- (5) キャラクターの着ぐるみの利用に際し、破損し、又は汚損した場合は、速やかに申し出ること。この場合において当該破損し、又は汚損した部分については、利用者の責任において修復しなければならないこと。
- (6) キャラクターの画像を利用した場合には、当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (7) 第5条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。

(許諾内容の変更等)

第11条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ変更申請書（別記様式第3号）を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書（別記様式第4号）を交付する。

(許諾の取り消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったときは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。この場合において、利用者は、利用許諾を取り消された日から利用することができない。

- (1) 利用者がこの要綱に違反した場合
 - (2) 利用者が利用許諾に付した条件に違反した場合
 - (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
 - (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
 - (5) その他キャラクター等の利用継続が不相当であると認められた場合
- 2 市長は、前項の規定による利用許諾の取り消しにより利用者には生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。
 - 3 市長は、利用者にはキャラクター等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(経費等の負担)

第13条 市は、この要綱による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、キャラクター等の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、キャラクター等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。

3 利用者は、キャラクター等の利用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(事務)

第15条 この要綱に関する事務は、観光経済部観光振興グループが行う。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年 6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

登別市PRキャラクター利用申請書

年 月 日

登別市長 様

郵便番号
住所
商号又は名称
代表者職氏名

登別市PRキャラクターを利用したいので、下記のとおり申請します。

記

利用区分	画像 ・ 着ぐるみ
利用内容 (イベント名称や掲載する印刷物・商品名等を記載してください)	
具体的な内容 (イベントや印刷物の内容・数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載してください。)	
販売場所 (掲載物を販売する場合のみ当てはまる番号に○をつけ販売場所を詳しく記載してください。)	1 登別市内 2 登別市内及び市外 3 その他
利用期間	年 月 日 から 年 月 日
連絡先	担当者名： 電話番号： FAX： E-MAIL：

登別市PRキャラクター利用許諾書

登 観 第 号
年 月 日

(申請者) 様

登別市長

年 月 日付けで申請のありました登別市PRキャラクターの利用について、許諾します。
なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① キャラクターの画像を用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、「登別市PRキャラクター 登夢くん」である旨、その商品、包装、広告等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- ② 利用期間を遵守してください。
- ③ 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ④ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、登別市は一切の責任を負いません。
- ⑤ 着ぐるみの利用に際し、破損し、又は汚損した場合は、速やかに申し出ることとし、また、利用者の責任において修復してください。
- ④ キャラクターの画像の利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取り消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑥ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、登別市は一切の責任を負いません。
- ⑦ キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑧ 登別市PRキャラクター要綱は、必要に応じて変更することがあります。

別記様式第3号

登別市PRキャラクター変更申請書

年 月 日

登別市長 様

郵便番号

住所

商号又は名称

代表者職氏名

年 月 日付け登観第_____号で許諾を受けた登別市PRキャラクターの利用について、次のとおり内容を変更したいので申請します。

記

	前回の許諾を受けている申請内容 (変更箇所のみ記載)	変更をする内容 (変更箇所のみ記載)
利用内容 (イベント名称や掲載する印刷物・商品名等を記載してください)		
具体的な内容 (イベントや印刷物の内容・数量・サイズ・製造予定数・販売価格・販売場所・販売先等を詳しく記載してください。)		
販売場所 (掲載物を販売する場合のみ当てはまる番号に○をつけ販売場所を詳しく記載してください。)	1 登別市内 2 登別市内及び市外 3 その他	1 登別市内 2 登別市内及び市外 3 その他
利用期間	年 月 日 から 年 月 日	年 月 日 から 年 月 日
連絡先		

登別市PRキャラクター利用変更許諾書

登 観 第 号
年 月 日

(申請者) 様

登別市長

年 月 日付けで変更申請のありました登別市PRキャラクターの利用について、変更を許諾します。

なお、利用に当たっては下記の点に留意してください。

記

- ① キャラクターの画像を用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、「登別市観光PRキャラクター 登夢くん」である旨、その商品、包装、広告等に明示してください。また、完成品（困難な場合は写真等）を提出してください。
- ② 利用期間を遵守してください。
- ③ 利用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ④ 利用に起因する問題が生じた場合には、利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、登別市は一切の責任を負いません。
- ⑤ 着ぐるみの利用に際し、破損し、又は汚損した場合は、速やかに申し出ることとし、また、利用者の責任において修復してください。
- ④ キャラクターの画像の利用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑤ 申請書の記載内容に虚偽があった場合及び不正な利用等が認められた場合、許諾の取り消し、その他必要な措置をとる場合があります。
- ⑥ 許諾が取り消されたときは、許諾取消の日から利用することはできません。また、取り消しにより利用者に生じた損害について、登別市は一切の責任を負いません。
- ⑦ キャラクターの適切な利用を図るため、利用の状況、利用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑧ 登別市PRキャラクター要綱は、必要に応じて変更することがあります。

別 図

■登別市PRキャラクター登夢くん

